

保護者のみなさまへ

認可外保育施設入所第2子等保育料助成のお知らせ

1 助成対象者

下記2に規定する児童を養育する保護者であり、本市の市税を滞納していない方。

2 対象児童

高松市内に所在する認可外保育施設に入所している保育を必要とする事由（詳しくは別紙1を御確認ください。）のいずれかに該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難である児童のうち、次のいずれかに該当する方。

- (1) 同一世帯で小学校就学前において、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設などを「同時に利用する」兄又は姉を1人以上有する方。
- (2) 同一世帯で3人以上の児童（満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）を現に養育し、かつ、当該児童のうち出生順位が第3位以降の方。

※兄弟姉妹が市外に居住しているなど、実際には居住が別であっても、養育関係（出身世帯と同一生計）がある場合には、対象となります。

【事例(1)】

兄弟姉妹の状況	同一世帯で小学校就学前において、認可外保育施設などを同時に利用する子どもが2人以上いる場合	
18歳		
17歳		
~~~~~		
小4		
小3		
小2		
小1		
5歳	第1子	(対象外)
4歳		
3歳	第2子	「助成対象」
2歳		
1歳		
0歳		

#### 【事例(2)】

兄弟姉妹の状況	同一世帯で18歳未満の子どもが3人以上いる場合	
18歳		
17歳	第1子	
~~~~~		
小4	第2子	
小3		
小2		
小1		
5歳	第3子	「助成対象」
4歳		
3歳		
2歳		
1歳		
0歳		

3 助成金の額

(1) 助成金の月額

対象児童1人につき、上限月額2万円

※助成金の額が保育料の額を超えるときは、当該保育料の額を限度額とします。

(2) 助成金の交付時期

内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは、上半期分（4月～9月）と下半期分（10月～3月）の2回に分けて、それぞれ11月と5月に交付予定です。

4 手続き及び添付書類

助成金の交付を受けようとする方は、各保育施設が定める提出期限までに、下記(1)から(3)を記入例に基づいて作成し、保育施設へ提出してください。

(1) 高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付申請書（様式第1号）

※請求書と同じ印を押してください。

※訂正する際は二重線を引き、訂正印（請求書と同じ印）を押してください。

(2) (1)の添付書類（下記アからウ）

ア. 対象児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であること（保育を必要としている事由）を証する書類

※保護者全員分必要です。

※認可外保育施設に対象児童が入所していた期間に係る書類が必要です。

※保育を必要としている事由ごとに、書類の種類は異なります。

詳しくは別紙1を御確認ください。

イ. 戸籍謄本

※助成対象児以外の児童が高松市内に居住していない場合のみ必要です。

ウ. 対象児童の兄・姉が、いずれかの施設へ在籍していることの証明書

※高松市立幼稚園、認可保育施設以外に在籍している兄又は姉を1人以上有している場合のみ必要です。

(3) 請求書

※必ず記載例を御確認のうえ、記載・押印をしてください。

問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市こども園総務課 監査給付係 担当：香川・高田

Tel：839-2359